

公益社団法人 空気調和・衛生工学会  
職制に関する規程  
令和 3 年 10 月 7 日 理事会制定

(目的)

第 1 条 事務局の組織、業務分掌、職制について定めて、業務上の責任と権限を明確化し、もって会務の組織的かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

(事務局の任務)

第 2 条 事務局スタッフは、本規程を遵守し、理事会の意に従って会務を効果的に遂行することを基本任務とする。

(管理職の定義)

第 3 条 管理職とは、労働条件の決定および、その他労務管理について経営者と一体の関係にあつて、出勤、休暇等についての厳格な制限を受けない者をいう。

(組織)

第 4 条 事務局は、グループ制とする。

(職位)

第 5 条 管理職およびスタッフの職位は次のとおりとする。

1 管理職の職位

- (1) 事務局長
- (2) マネージャー
- (3) その他企画委員会で定めるもの

2 スタッフの職位

- (1) リーダー
- (2) スタッフ

(管理職の任務・権限)

第 6 条 管理職は次の任務および権限を有する。

1 事務局長

- (1) 会長の命を受け、会務を統轄して運営することを基本的任務とする。
- (2) 理事会から委任された事項に関する業務決定および業務執行を、代表理事に代わって行なうものとする。
- (3) 定款第 51 条第 5 号の定めにより事務局を統轄し、指揮命令権を有する。
- (4) 事務局の運営管理、指導に関する事項の一部をマネージャーに委譲することができる。  
ただし、結果に対する包括的責任は事務局長が負う。

2 マネージャー

- (1) 会長の命を受け、事務局長を補佐し、会務を統轄して運営することを基本任務とする。
- (2) 理事会決定の範囲内で任務の遂行に対して責任を負い、事務局長の権限を越えない範囲で業務執行に必要な権限を有する。
- (3) 各グループを統轄管理する。

(4)事務局長の代行は、企画委員会が定める順位で行う。

3 その他企画委員会で定めるもの

(1)任務および権限は、企画委員会が定める。

(リーダーおよびスタッフの任務・責務)

第7条 リーダーおよびスタッフは次の任務および責務とする。

1 リーダー

- (1)事務局長、マネージャーが決めた方針・実施計画の範囲で、グループにおける業務全般の立案・実施とスタッフの指導、監督を行う。
- (2)事務局長、マネージャーの命を受けて、事務局の運営管理に関する事項を担当し、事務局長、マネージャーを補佐する。
- (3)事務局業務全般の状況を把握のうえ、グループにおける業務の遂行を適正に行い、任務を効果的に遂行する。
- (4)グループにおける業務の改善を率先して行う。
- (5)他グループと関連する業務遂行にあたっては、率先して協力する。
- (6)他グループからの協力要請を受けた場合は、率先して協力する。
- (7)グループの業務全般について、マネージャーに報告する。
- (8)原則として報告義務をグループのスタッフに委譲することは出来ない。

2 スタッフ

- (1)リーダーが定めた方針・実施計画の範囲で、担当業務を企画・立案し、効率的に実施する。
- (2)グループ内の業務遂行に協力し、支障が生じないように努める。
- (3)グループにおける業務の改善を積極的に行う。
- (4)リーダーを補佐し、担当業務の計画および進捗について、その都度リーダーに報告する。

(業務報告書)

第8条 グループには、日常の業務を記録した業務報告書を備える。

- 2 リーダーおよびスタッフは、担当業務に対応した業務報告書を作成する。
- 3 業務報告書には、日常業務、その他必要がある事項を記載し、業務の改善と向上に資する。
- 4 業務報告書の取扱責任者は、グループのリーダーとする。
- 5 業務報告書は、マネージャー以上の供覧に付す。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、総務理事が起案し、理事会の承認を得る。

附 則

- 1.本規程は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。